

2026年3月31日

お客さま各位

西日本シティ銀行

## 預金規定の一部改定について

平素より、西日本シティ銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。  
このたび当行は、「2026年度末までの手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みの一環として、「手形・小切手帳の発行終了」および「手形・小切手の入金手数料新設」に伴い、各種預金規定を一部改定しますので、お知らせします。

記

### 1. 改定日

2026年4月1日（水）

### 2. 改定対象の預金規定

- 「普通預金・貯蓄預金共通規定」
- 「納税準備預金規定」
- 「定期預金・通知預金・定期積金共通規定」
- 「積立式定期預金規定」
- 「当座勘定規定（一般用）」
- 「当座勘定規定（個人当座用）」

### 3. 改定内容

#### ■普通預金・貯蓄預金共通規定

改定前	改定後
2. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) 証券類の取立や預入れのため交換所での交換を要する場合には、 <u>当行所定</u> の手数をいただきます。

#### ■納税準備預金規定

改定前	改定後
2. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) 証券類の取立や預入れのため <u>交換所</u> での交換を要する場合には、 <u>当行所定</u> の手数をいただきます。

■定期預金・通知預金・定期積金共通規定

改定前	改定後
<p>1. 証券類の受入れ</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p>	<p>1. 証券類の受入れ</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p><u>(3) 小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p>

■積立式定期預金規定

改定前	改定後
<p>1. 預入れの方法</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) この預金は、口座振替による預入れのほか、現金、小切手その他証券類を、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。いずれの場合も、必ず通帳をご持参ください。</p> <p>(3) (中略)</p>	<p>1. 預入れの方法</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) この預金は、口座振替による預入れのほか、現金、小切手その他証券類を、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。いずれの場合も、必ず通帳をご持参ください。<u>ただし、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>(3) (中略)</p>

■当座勘定規定（一般用）

改定前	改定後
<p>第1条 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第8条 手形、小切手用紙</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第1条 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) 証券類の取立てや預入れのため交換所での交換を要する場合には、<u>当行所定の手数料を</u>いただきます。</p> <p>第8条 手形、小切手用紙</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>

■当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
<p>第1条 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第8条 手形、小切手用紙</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第1条 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) 証券類の取立てや預入れのため交換所での交換を要する場合には、<u>当行所定の手数料</u>をいただきます。</p> <p>第8条 手形、小切手用紙</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(5)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>

※ 改定後の預金規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧>[https://www.ncbank.co.jp/teikei\\_yakkan/](https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/)

詳しくは、お取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以 上